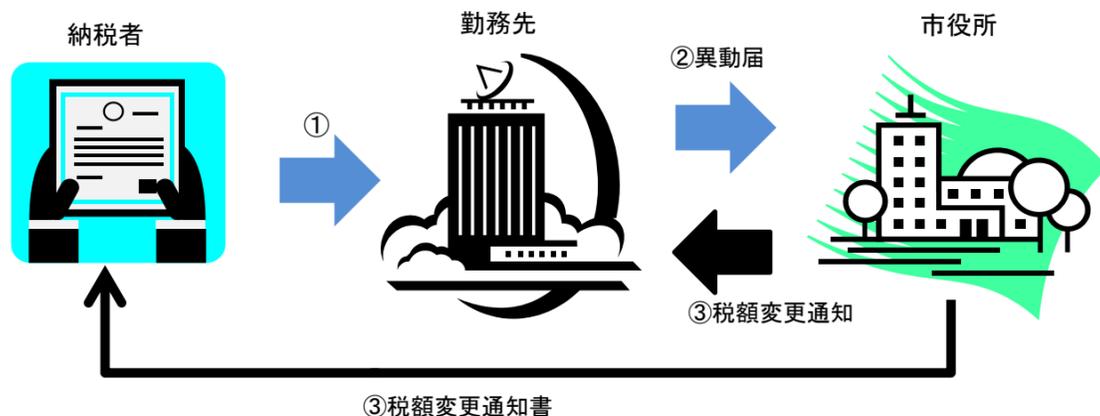


退職した場合の市・県民税について

給与天引き(特別徴収)されていた方が、年の途中で退職された場合の市・県民税について、詳しくご説明します。

●一括して納付する(一括徴収)の場合

例)9月末に退職し、残りの未徴収税額を10月分にて納める場合(年税額24万円、毎月の特別徴収額2万円)



- ① 納税者より10月以降の未徴収税額を一括徴収したい旨を勤務先へ申し出ます。
- ② 勤務先は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に未徴収税額を一括徴収することを記入し、市役所へ提出します。
- ③ 市役所は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を受理後、未徴収税額を一括徴収する手続きを行い、納税者と勤務先へ税額変更通知書を送付します。

*特別徴収に係る給与所得者異動届出書とは、納税者が退職、転勤、休職等により給与の支払いを受けなくなったときに納付方法を変更するため、その翌月の10日までに納税義務者(勤務先)が市役所に提出するものです。
以下、異動届出書と記載。

一括徴収処理前

給与天引き(特別徴収)

合計	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
240,000円	20,000円											

給与天引き(特別徴収)

合計	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
240,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	160,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

10月以降の2万円×8か月分合計16万円を10月分にて会社を通じて納入していただきます。

●個人納付(普通徴収)の場合

例)9月末に退職し、残りの未徴収税額を個人納付する場合(年税額24万円、毎月の特別徴収額2万円)



- ① 勤務先は、納税者の10月以降の未徴収税額を個人納付に切り替える異動届出書を市役所へ提出します。
- ② 市役所は、異動届出書を受理後、10月以降の未徴収税額を個人納付に切り替える手続きを行い、納税者に納税通知書(納付書)、勤務先に税額変更通知書を送付します。

個人納付(普通徴収)切替処理前

給与天引き(特別徴収)

合計	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
240,000円	20,000円											

個人納付(普通徴収)切替処理後

給与天引き(特別徴収)

合計	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
80,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

個人納付(普通徴収)

合計	6月	8月	10月	1月
160,000円	0円	0円	80,000円	80,000円

給与天引きできない2万円×8か月分計16万円を個人納付にて納めていただくこととなります。

